

税金の納め忘れは ありませんか？

12月は徴収強化月間です！

将来世代に負担を先送りしないよう
しっかりと納税しましょう。



市税や国民健康保険料などは、私たちの生活に欠かせない公共サービスや公共事業を行うための貴重な財源です。

納付義務がある皆さんの大多数は、定められた納期限までに納めています。しかし、一部の人は納期限を過ぎてから納付したり、滞納したりしています。

これは、納期限を守った人と公平性を欠くことになるだけでなく、市の財政を圧迫し、市政運営に支障をきたしてしまいます。

このため、市では12月を「徴収強化月間」と定め、滞納解消のための取り組みを強化します。期間中は財産調査を集中的に行い、市税などの収納強化に努めます。

問合せ 税務課 ☎35-3504 広報ID 1005841

▶対象となる税金・料金

市税(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、入湯税)／国民健康保険料／後期高齢者医療保険料／生活保護費返還金・徴収金／福祉金庫基金貸付金／保育料／介護保険料／水道料金／下水道使用料／下水道受益者負担金／下水道関連事業分担金／清掃手数料／産業廃棄物処理場使用料／市営住宅使用料／学校給食費

⚠未納の状態では放置すると

納期限を過ぎても納付が確認できない場合は、督促状を発送します。

法令上、督促状が送付されても納付しない人の財産は差し押さえなければなりません。

繰り返し通知書や電話などで催告を行いますが、それでも納付しない場合は財産調査のうえ搜索や差押を執行します。

▶失業などで納付できないときは…

「失業した」「被災した」などの特別な事情がある場合は、各担当課へご相談ください。「これくらいの金額なら」「少しくらい遅れても大丈夫」など安易に判断しないでください。

ご相談いただけない場合は、滞納処分(差押など)を執行することがあります。

夜間・年末窓口のご案内

強化期間中、毎週(火)・(木)は納付窓口を19:00まで延長し、納付や相談をお受けします。

また、12月29日(休)と30日(金)には、9:00～16:00の間、年末納付窓口を開設します。

* 31日(土)に納付したい場合は、事前にご連絡ください。

コンビニ用の納付書をお届けします(市税、国民健康保険料、水道料金)。

納付窓口 税務課、市民課、高年介護課、上水道課
※高年介護課は年末窓口のみ



▶つい納期限を忘れてしまう…

口座振替をご利用ください。通帳印、通帳またはキャッシュカード、通知書などを持参し、振替を希望される市内金融機関窓口でお手続きください。市役所や各支所でも手続きができます。